

府中町ふるさと歴史散歩

〔第33回〕

神武天皇東征伝承と府中町②

架空の人物の神武天皇を顕彰する石碑がなぜ府中町にあるのだろうか。この問いに答えるには、戦前の「史跡」保存顕彰のあり方に触れておく必要がある。

今から138年前に起こった明治維新は、廃藩置県・武士階級の消滅という社会の大変革をもたらしただけでなく、廃仏毀釈という数多くの仏教関係文化財の破壊を招いた。この状況に憂慮した明治政府は、明治4年(1871)「古器旧物保存方」を打ち出し、文化財の保存に着手し、明治30年(1897)「古社寺保存法」を制定して美術工芸品と古社寺の建物と宝物の保存と保護が考えられた。続いて大正8年(1919)「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、弥生や縄文時代の遺跡、大宰府などの史蹟だけでなく名勝

や天然記念物も史蹟指定の対象とされた。

一方、明治政府は欧米に迫いつき、近代国家建設のため、天皇を中心とする国家の確立を進めるにあたり、その支配理念の根底に神武天皇とその即位記念日を重要視した。神武天皇の即位を推古朝九年の辛酉の年(601)から計算して1260年前の紀元前660年とした。これ自体が完全に後で作ったこしらえごとであった。そして昭和15年(1940)は神武天皇が橿原で即位して2600年に当ることから、全国的に奉祝行事を行うことを決め、五年前の昭和10年(1935)10月、内閣に「紀元二千六百年祝典準備委員会」がつくられた。翌年、祝典事務局が設置されて準備委員会は祝典評議委員会となり、ここが神武天皇聖蹟の調

査保存顕彰ほか六事業の実施を決め、その施行は財団法人「紀元二千六百年奉祝会」が国庫補助金を受けて実施した。そして神武天皇聖蹟の調査保存顕彰の事業は文部省が奉祝会の委嘱を受けて施行することとなった。つまり国を挙げでの事業であった。

事業は文部省宗教局保存課が担当し、関係9府県からの聖蹟87ヶ所、関係遺跡23ヶ所に整理し、これを東京帝国大学、京都帝国大学、九州帝国大学、広島文理科大学の国史学(日本史)専門の教授陣25名からなる調査委員会が調査・審議して、その名称、即ち「神武天皇聖蹟」の文字を冠し、最終的に18ヶ所に決定し奉祝会に報告した。この報告はその都度、新聞・ラジオで公表され、また官報や政府発行の週報でも掲載された。奉

祝会は、この決定に基づいて、岡山県北木島産の花崗岩を選んで、高さ3m、幅96cmの大きな石碑を石柵を廻らした基壇上に建設した。その第一号「難波乃碕」碑は、昭和15年7月大阪市天満宮境内に起工し、最終が昭和16年11月広島県府中町の石碑の竣工式でもって一連の顕彰事業が完全に終わった。結局、文化財でいう

ところの正式な「史跡」に指定しなかったが、「史跡」に準ずるものとして扱われた。(坪井清足「歴史学と遺跡学」1993を参考にした)

(9月1日号広報に続く)

府中町文化財保護審議会会長

横田 禎昭

問い合わせ

教育委員会生涯学習課

☎286-3272



写真 揚倉山健康運動公園(山田五丁目)から撮影した現在の「誰曾の森」附近
(手前に見える学校は府中東小学校)